

**改正**

平成25年3月22日告示第57号

令和6年8月22日告示第361号

磐田市建設工事等の入札及び契約等に関する情報公表要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市が発注する建設工事及び建設業関連業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約の透明性の確保を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に基づき、入札及び契約に係る情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる建設工事等)

**第2条** 公表の対象となる建設工事等は、予定価格が130万円を超える建設工事及び予定価格が50万円を超える建設業関連業務委託とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(発注の見通しに関する事項の公表)

**第3条** 市長は、建設工事等の発注の見通しに関する次の各号に掲げる事項を記載した発注計画表（別記様式。以下「計画表」という。）を作成して、公表するものとする。

- (1) 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札及び契約の予定時期（特命随意契約を行う場合にあっては、契約締結の予定時期）

2 計画表の公表の時期は、次の各号に掲げる時期を目途とする。

- (1) 毎年度4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等の計画表を公表するものとする。
- (2) 前号において公表した事項については、毎年度10月1日以後遅滞なく、計画表の変更した事項を公表するものとする。

3 計画表の公表期間は、当該公表した日の翌日から翌年度の3月31日までとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する公表事項及び公表期間は、別表に掲げるとおりとし、公表の方法は、閲覧又はホームページに掲載するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日告示第57号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年8月22日告示第361号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第4条関係)

1 建設工事及び建設業関連業務委託に係る共通事項

公表事項	公表期間
業者選定及び指名基準	公表日翌日から翌年度の3月31日まで
入札参加停止等業者名簿	公表日翌日から翌年度の3月31日まで
入札参加停止等措置要綱	左記要綱の施行期間
入札排除業者名簿	公表日翌日から翌年度の3月31日まで
暴力団排除措置要綱	左記要綱の施行期間
特命随意契約業者選定理由	契約日翌日から翌年度の3月31日まで
競争入札に参加する者に必要な資格	左記告示の施行期間
入札公告 (地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2による資格)	入札公告日翌日から翌年度の3月31日まで (ホームページは、入札公告期間)
入札結果表	入札終了後速やかに公表 翌年度の3月31日まで
指名業者選定表	入札終了後速やかに公表 翌年度の3月31日まで
契約変更理由	契約日翌日から翌年度の3月31日まで

2 建設工事に係る事項

公表事項	公表期間
入札参加資格者名簿	公表日翌日から翌年度の3月31日まで
格付表	公表日翌日から翌年度の3月31日まで
総合評価落札方式落札決定基準	入札公告日から翌年度の3月31日まで (ホームページは、入札公告期間)
総合評価落札方式入札結果表	落札決定後速やかに公表 翌年度の3月31日まで
低入札価格調査制度実施要綱	左記要綱の施行期間
低入札価格調査結果及び落札理由	落札決定後速やかに公表 翌年度の3月31日まで
建設工事共同企業体取扱要領	左記要領の施行期間

### 3 建設業関連業務委託に係る共通事項

公表事項	公表期間
入札参加資格者名簿	公表日翌日から翌年度の3月31日まで
認定業者名簿	公表日翌日から翌年度の3月31日まで

